

自動運転トラック実装支援事業費補助金
間接補助事業者 公募要領
(二次公募)

<公募期間>

公 募 開 始 日：2026年 7月 13日(月)

公 募 締 切 日：2026年 8月 7日(金) 正午(12時)

<受付方法>

電子メールによりご応募を受け付けます。

<提出先・問い合わせ先>

PwCコンサルティング合同会社

「自動運転トラック実装支援事業費補助金」事務局

メール：jp_cons_adtruck2026@pwc.com

(受付時間 9:15～17:15／月～金(祝日除く))

2026年7月

自動運転トラック実装支援事業費補助金 事務局
(PwCコンサルティング合同会社)

自動運転トラック実装支援事業費補助金間接補助事業者 公募要領

自動運転トラック実装支援事業費補助金 補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下、「補助金適正化法」)」、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」)、自動運転トラック実装支援事業費補助金交付要綱(令和8年2月10日付け国自物第312号)、自動運転トラック実装支援事業費補助金実施要領(令和8年2月10日付け国自物第312号)をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

目 次

I. 事業概要	4
1. 目的	4
2. 事業スキーム	4
II. 事業内容	4
1. 本事業の補助要件	4
2. 補助事業者及び補助事業に参画する団体の定義及び役割	4
3. 補助事業の内容	6
4. 本事業の実施期間とスケジュール(予定)	7
III. 補助事業の対象経費及び補助率・補助額	7
補助率・補助額	7
IV. 応募手続	7
1. 応募資格	8
2. 公募期間	8
3. 応募書類	8
4. 公募に関する質問	9
5. 応募にあたっての留意事項	9
V. 審査の方法	11
1. 審査方法	11
2. 採択結果の通知	11
VI. 交付決定	11
VII. 補助対象経費の計上	12
1. 補助対象経費の項目	12
2. 計上できない経費	12
3. 補助対象経費からの消費税額の除外	12
4. 自社調達を行う場合の扱い(利益排除の考え方)	13
5. 外貨に係る経費の取扱いについて	13
VIII. 補助金の支払い	13
1. 支払時期	13
2. 支払方法	13
3. 支払額の確定方法	13
IX. その他の留意事項	13
X. 問い合わせ先	14

I. 事業概要

1. 目的

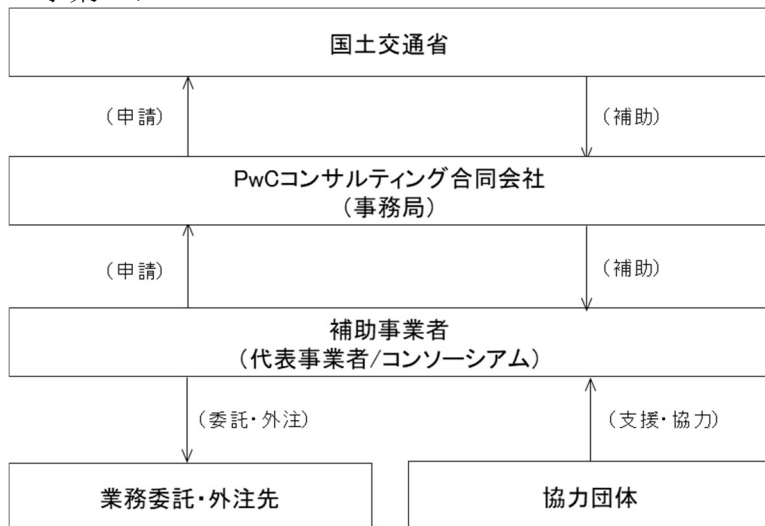
本事業は高速道路におけるレベル4自動運転トラックを活用した貨物運送について、物流事業者（貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者、倉庫事業者）や不動産事業者、自動運転関連の技術開発を行う民間事業者（以下、「補助事業者」）が行う、輸送効率を向上させるための1対多の遠隔監視等の実証経費や2026年度以降の早期の社会実装に向けた初年度の運行経費の一部を助成する事業（以下、「補助事業」）等に要する経費を補助し、自動運転技術を活用した持続可能な物流サービスを構築することを目的とします。

2. 事業スキーム

本事業は、以下の事業スキームに基づき実施します。補助事業を実施する補助事業者は公募の上、決定します。本事業の実施体制は、物流事業者や自動運転関連の技術開発を行う民間事業者、それらの事業者によるコンソーシアムの体制（コンソーシアムの定義はⅡ-2「補助事業者及び補助事業に参画する団体の定義及び役割」を参照）によるものとします。

PwCコンサルティング合同会社（以下「事務局」）は、国土交通省の補助を受け、補助事業全体の管理支援業務を行い、採択された補助事業者に対する補助金交付等、事業全体の運営を統括します。

<事業スキーム>



II. 事業内容

1. 本事業の補助要件

以下の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となります。

- 自動運転車両を活用した輸送の効率化や輸送力向上のビジネスモデルを構築していくこと
- 将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること
- 将来的な持続可能性を踏まえた計画を策定していること
- L2以上の自動運転の実証運行が実施されていること

なお、実証運行にあたっては下記の点を満たしている必要があります。

- 自動運転可能なトラック（セミトレーラ、ダブル連結トラック等を含む）を利用していること
- L2以上の自動運転が可能な自動運転キットを有していること
- 自動運転トラックへの切替拠点での荷役作業を行うこと

※トラックや拠点については既設/新設は問いません

2. 補助事業者及び補助事業に参画する団体の定義及び役割

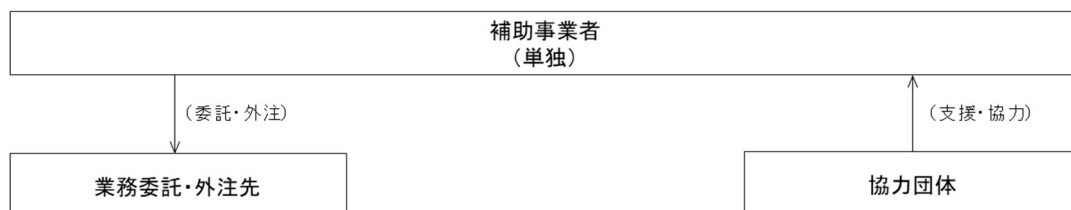
(1) 補助事業者

本事業の補助事業者は物流事業者（貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者、倉庫事業者）や不

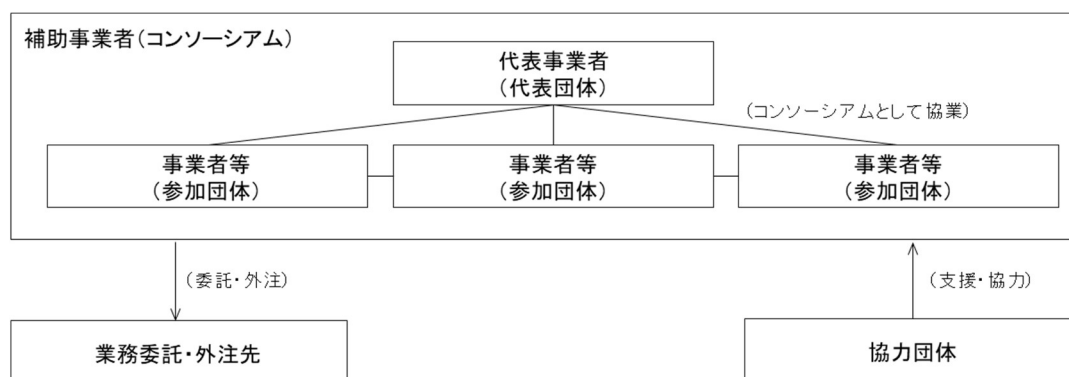
動産事業者および自動運転関連の技術開発を行う民間事業者、それらの事業者によるコンソーシアムです。補助事業者は、代表事業者を選定の上、本事業の運営推進に携わる職員を担当者として任命します。担当者は、審査時及び採択決定後の国土交通省や事務局からのヒアリング等に対応いただきます。また、事務局からの連絡、指示、問い合わせ等への対応を担い、自らの責任において、当該対応内容を参加団体(コンソーシアム組成時)、業務委託・外注先及び協力団体へ共有していただきます。

< 補助事業者とその他団体の関係 >

図表①【単独の事業者が補助事業者となる時】



図表②【コンソーシアム組成時】



(2) 代表事業者

代表事業者は、(1)に定める担当者を任命し、本事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的財産権を含む財産管理等の事業管理を行います。

(3) コンソーシアム

本事業における「コンソーシアム」とは、複数の事業主体(物流事業者、自動運転関連事業者など)が連携・協働する実施体制であり、コンソーシアムの代表事業者(以下、「代表団体」)および代表団体と本事業に係る協業の協定を結ぶ者(以下、「参加団体」)の全体を指し、事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。

なお、業務委託・外注先及び協力団体となる事業者等は、コンソーシアムの参加団体には含まれません。

(4) 参加団体 (コンソーシアムを組成する場合)

参加団体は、代表団体の協業者として、コンソーシアム協定書等を締結し、本事業全体の推進にあたります。

(5) 業務委託・外注先 (単独・コンソーシアム共通)

補助事業者から業務の一部を外部に委託・発注する場合は、当該業務の引受先は「業務委託・外注先」となります。

なお、再委託先については何重であっても間接補助事業者は、交付規定第11条に基づく管理が求められます。

(6) 協力団体 (単独・コンソーシアム共通)

実施フィールドの提供や事業活動へのアドバイス等により本事業を支援する団体は「協力団体」となります。

3. 補助事業の内容

補助事業者は、補助事業の実施に際し、以下について対応いただきます。

(1) 補助事業の実施

採択された補助事業者は、審査におけるフィードバック等を踏まえて、事務局と事業内容の調整を行い、「(様式第1別紙1)事業計画書」及び「(様式第1別紙2)経費内訳」を必要に応じて修正したうえで、当該内容に基づき補助事業を実施します。なお、事業継続の可否に関わる事態が発生した場合には、事務局の指示を仰ぐものとします。

また、補助事業の実施にあたって、事務局から走行データや収支計画等の各種データの提出を求める場合がございます。

(2) 進捗状況の報告等

補助事業者は、事業期間内に中間報告として中間報告書を作成し、補助事業の実施状況や成果、課題等を書面にて事務局に報告します。また必要に応じ開催する、本事業の成果をご報告いただく成果報告会への参加を依頼することがあります。本事業の実施期間においては、適宜、事務局からメール等により実施する活動状況確認にご対応いただきます。

(3) 各種会議体への参加

事務局が開催する補助事業者向けの各種会議に出席していただきます。
会議の出席対象者や参加上限人数等は採択決定後にご連絡します。

- キックオフ会議

開催目的： 事業趣旨の共通理解醸成、事業計画・内容のすり合わせ等

開催時期： 2026年8月の開催を想定

開催方法： オンラインで実施予定

- 経理処理説明会

開催目的： 補助金の交付申請及び事業実施に際して必要な経理処理方法のご案内

開催時期： 2026年8月の開催を想定

開催方法： オンラインで実施予定

- その他本事業を実施する上で必要に応じて開催する打合せ等への参加

開催時期： 適宜実施

開催方法： オンラインで実施予定

(4) 経理検査への対応

事業期間中の中間検査、事業終了後の確定検査の計2回の経理検査へ対応いただきます。経理検査の方法やスケジュールの詳細は、採択決定後の経理処理説明会にてご案内します。

- 中間検査

実施目的： 経理検査の状況について確認し、処理方法等の認識統一を図ること

実施時期： 2026年12月～2027年1月頃を想定

実施方法： オンラインでの実施を想定

- 確定検査

実施目的： 補助金交付額を確定させること

実施時期： 2027年2月下旬～3月上旬

実施方法： オンラインでの実施を想定

(5) 実績報告書の提出

事業完了時に、補助事業の概要、補助事業を通じて得られた成果、補助事業を踏まえた今後の事業活動方針等をまとめた実績報告書をご提出いただきます。実績報告書フォーマットは交付規程の「様式第6 実績報告書」をご参照ください。

4. 本事業の実施期間とスケジュール(予定)

(1) 補助事業実施期間

交付決定日(2026年8月末頃より順次)～2027年2月26日

(2) 主な事業スケジュール

公募開始日:	7月13日(月)
公募締切日:	8月7日(金)正午(12時)
採択決定:	8月末頃より順次
交付決定:	8月末頃より順次
経理処理説明会:	8月
キックオフ会議:	8月
中間検査用証憑提出締切日(10月末までの経費):	11月30日(月)正午(12時)
中間検査:	12月～1月
成果報告会(実施する場合):	2月～3月
確定検査用証憑提出①締切日(11月～1月末までの経費):	2月12日(金)正午(12時)
事業終了(想定):	2月26日(金)
確定検査用証憑提出②締切日(2月～2月下旬までの経費):	2月26日(金)正午(12時)
確定検査:	2月下旬～3月上旬
実績報告書提出:	3月中旬
補助金支払:	3月末

※事業スケジュールは予定であり、今後変更となる可能性がございます。

III. 補助事業の対象経費及び補助率・補助額

補助率・補助額

(1) 補助額: 事業内容ごとに異なり、下表のとおり

(2) 補助率: 1/2

※応募状況によって補助額は調整させていただくことがあります。

事業内容	補助対象経費	補助額上限 ^{*1}
① 自動運転車両の導入	車両購入費や部品費、架装費など自動運転車両の導入に係る費用	100百万円 ^{*2}
② 自動運転車両に対応した物流拠点整備・改修	駐車スペースやトラックバースの造成・舗装など、物流拠点の整備・改修に係る費用	100百万円 ^{*3}
③ 自動運転車両に対応した物流システム構築・改修	1対多運行、混在交通、自動荷役機器等との連携に対応した運行システム等の構築・改修に係る費用	15百万円
④ 自動運転車両の社会実装に向けた初年度の運行	燃料代や高速道路料金、またL2運行時のドライバー人件費や積替え時の荷役に係る費用など、初年度の運行に係る費用 ^{*4}	30百万円

※1:各事業内容の補助額合計額の1,000円未満は切り捨てとなります。

※2:車両1台当たりの上限額は50百万円とし、2台が上限となります。

※3:1拠点当たりの上限額は50百万円とし、2拠点が上限となります。

※4:過年度の同事業とルート及び車両の重複が認められる場合は、補助対象外となる場合があります。

IV. 応募手続

1. 応募資格

(1) 補助事業者(単独・コンソーシアム共通)

補助事業者は以下全ての条件を満たす必要があります。

- 日本に拠点を有していること
- 本事業に取り組む十分な体制を有していること
- 経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会勢力との関係を有していないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする
- 法令順守上の問題を抱えていないこと
- 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられているものではないこと

(2) 参加団体(コンソーシアムを組成する場合)

参加団体は、以下のすべての要件を満たす必要があります。また、事業実施期間中に以下の要件を満たさなくなった参加団体については、事務局から代表団体に対して、当該参加団体との共同連帯関係の取り消しを要請することがあります。

- 日本に拠点を有していること
- 本事業に取り組む十分な体制を有していること
- 経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会勢力との関係を有していないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする
- 法令順守上の問題を抱えていないこと
- 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられているものではないこと

また、事業期間中に参加団体を追加する場合には、事前に事務局にご相談いただいた上で交付規程第10条に定める「様式第3 計画変更(等)承認申請書」を提出する必要があります。

(3) 業務委託・外注先(単独・コンソーシアム共通)

業務委託・外注を予定している場合は以下にご留意ください。

- 応募段階で業務委託・外注先が決定していない場合は、どのような団体を検討しているか及び当該団体との交渉状況について、実施体制図に記載ください。
- また事業期間中に業務委託・外注先を追加する場合には、事前に事務局に届け出ていただき、事務局の承認を得る必要があります。なお、事務局は、業務委託・外注先が本事業に取り組む十分な体制を有していないと判断した場合等、状況に応じて補助事業者に対して当該業務委託・外注の取消しを要請することがあります。

(4) 協力団体(単独・コンソーシアム共通)

協力団体の参画が見込まれる場合は以下にご留意ください。

- 応募段階で協力団体が決定していない場合は、どのような団体を検討しているか及び当該団体との交渉状況について実施体制図に記載ください。
- 事業期間中に協力団体を追加する場合には、事前に事務局に届出が必要となります。
- 代表事業者は、本事業への取組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることを推奨します。

2. 公募期間

公募開始日：2026年 7月 13日(月)

公募締切日：2026年 8月 7日(金)正午12時

3. 応募書類

(1) 応募書類一覧

応募に際し提出が必要な書類は以下の通りです。

#	様式・書類名	提出区分
1	(様式第1) 交付申請書	必須
2	(様式第1別紙1) 事業計画書	必須
3	(様式第1別紙2) 経費内訳	必須
4	(様式第1別紙3) 役員名簿	必須
5	(様式第1別紙4) 実施体制図	必須
6	事業計画の概要資料(PowerPoint等)	任意
7	補助対象経費の算出根拠となる書類	任意
8	その他補助金の交付に関して参考となる書類	任意

(2) 提出方法

応募書類一式は、必ず以下の事項を守った形で提出してください。

- ・電子メールにて、【問い合わせ先】のメールアドレス宛に提出してください。
- ・応募書類一式は、ひとつのzipファイルにまとめて提出してください。
- ・メールの件名は、「代表団体名_自動運転トラック実装支援事業費補助金_応募申請」と記載してください。また、各応募書類のファイル名は「代表団体名_(1)の様式・書類名」としてください。
- ・応募書類の提出は、電子メールのみによって受け付けます。郵送や持参、FAXによる提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・資料に不備がないよう、本要領等を熟読のうえ注意して記入してください。

(3) 留意事項

締め切りを過ぎての提出や応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。

4. 公募に関する質問

ご応募にあたっての質疑応答は電子メールでのみ実施します。それ以外の方法による問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

<質問受付>

公募に関するご質問は、【問い合わせ先】のメールアドレス宛に以下の内容をご連絡ください。問い合わせの前には今一度、公募関係資料、各提出物をご確認ください。

○問い合わせひな型

件名:問い合わせ(自動運転トラック実装支援事業費補助金_代表団体名)

メール本文:事業者名、所属部署、役職、担当者名、連絡先(メールアドレス・電話番号)、問い合わせ内容を記載

※問い合わせ対応期間:2026年8月4日(火) 17時受信分まで

※原則として問い合わせいただいた日から3営業日以内にメールにて回答いたします。

5. 応募にあたっての留意事項

本事業への応募にあたっては、以下事項をご一読いただき、ご留意ください。

- ・事業計画書等に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現

が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には不採択となることがあります。

- 事業計画書等に記載いただく内容は、国土交通省及び事務局における資料作成に使用する可能性があります。公表を前提とした作成・記載をお願いいたします。
- 提出された応募書類は本補助事業の採択に関する審査の目的以外には使用しません。機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採否を問わず、応募書類の作成費用は支給されず、応募書類の返却も実施いたしません。
- 公募締切後、提出書類の内容について確認等の連絡を行う場合があります。

(1) 応募手続き者

応募手続きは代表事業者が行ってください。

(2) 複数の事業への参加について

本補助事業において、ひとつの事業者が複数の事業に参加することに制限は設けないこととします。

(3) 事業成果の帰属

本事業により取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は補助事業者に帰属します(国及び事務局に帰属することはありません)。

(4) 事業成果の公開

事業の成果について、国土交通省または事務局ホームページ及びその他の方法で公表し、広く積極的な普及活動に努めますので、ご協力ください。

(5) 本事業において取得した情報の取扱い

本事業の実施にあたって取得した情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従い適切に取り扱ってください。

(6) 法令の遵守

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、補助金適正化法及び本事業の「交付規程」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

＜補助金を応募する際の注意点＞

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 業務委託・外注先、参加団体、協力団体、その他本事業の運営にあたり連携するステークホルダーに対して、提案前に、各団体が事業を適切に運営できる体制にあること、各種法令違反等をしていないこと等を確認してください。
- ③ 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先(外注先、委託、再委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いして頂くこととします。
- ④ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還して頂きます。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規

定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に、理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。

- ⑥ 公募開始日より前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。
- ⑧ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。また、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは本事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため(本事業の実施体制が何重であっても同様。)、そのために必要な措置を講じてください。
- ⑨ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- ⑩ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(7) 調査への協力

採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、本事業目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関、又は公的機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者等のうち国若しくは地方の行政機関が指定する者に当該情報を提供し、事業者間の連携の推進、政策効果検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理した上で公開する場合があります。さらに、補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V. 審査の方法

1. 審査方法

審査は、提出された応募書類の内容に基づいて実施するものとします。必要に応じて申請者に対して提案内容についてヒアリングの実施、メール等による確認、追加資料の提出を求めることがあります。なお、審査の結果によっては採択決定額を調整させていただくことがあります。

2. 採択結果の通知

採択結果は2026年8月末頃を目途に応募者へ電子メールにて通知します。

審査結果(不採択の理由等)に関する問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

VI. 交付決定

採択された補助事業者は、事務局が交付決定通知書を補助事業者へ送付することで事業開始となります。

また、交付決定通知書の送付にあたっては、審査での議論結果等を踏まえて、事前にご提出いただいた事業計画をご修正いただく可能性がございます。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

VII. 補助対象経費の計上

1. 補助対象経費の項目

本事業の対象とする経費は、以下のとおりです。

経費区分	内容
工事費	本事業を行うために必要な工事や付帯工事等に要する経費
設備費	事業を行うために必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費

※コンソーシアムを組成している場合、原則としてコンソーシアムの参加団体に対して支払う経費を計上することはできませんのでご注意ください。やむを得ずコンソーシアム参加団体に対して支払う経費を計上する場合、事前に事務局までご相談ください。

なお、補助対象経費の詳細な内容については交付規定別表第1～第3に定めるものとします。

また、間接補助事業者の公募前において発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

※発注前の契約準備行為として、「入札公告」・「入札に係る詳細状況の提供」・「参加申請受付」・「参加資格の確認」・「入札(開札)による事業者の決定」等は間接補助事業者公募前でも可能となります。

2. 計上できない経費

以下の項目は経費として計上できませんので、あらかじめご了承ください。

- 補助対象経費のうち消費税及び地方消費税相当額
- 補助の申請等に係る事務経費
- 補助対象経費のうち、他の同種補助事業等において申請した経費
- 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 支払いのための振込手数料
- その他補助事業に関係のない経費

その他、不明な点は事務局にご確認ください。

3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、「消費税等」)が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9)を求めています。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち、補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づくご報告となり、失念等によるご報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、本事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ・ 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・ 免税事業者である補助事業者
- ・ 簡易課税事業者である補助事業者
- ・ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ・ 国または地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ・ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 自社調達を行う場合の扱い(利益排除の考え方)

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達等(システム開発を外注せずに自社で調達する場合等)に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価(人件費や当該調達品の製造原価等※)をもって補助対象経費に計上してください。

※申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

5. 外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、様式第1提出時は日本円に換算した額で申請書を提出してください(申請時換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使用してください。)。

様式第6提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で提出することとし、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において補助金額の確定を行います。

VIII. 補助金の支払い

1. 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の一括精算払となります。支払いは2027年3月末を予定しています。

2. 支払方法

原則、事務局から代表団体へ一括で支払います。事業に参画する各団体への支払いは、代表団体より行っていただきます。

ただし、コンソーシアムを組成する場合は、事務局からコンソーシアムが指定する事業者へ一括で支払います。(コンソーシアムが指定できる事業者はコンソーシアム内の参加団体1者に限ります)

3. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として、オンラインにて帳簿の提出等を行い、支払額を確定します。なお、状況に応じて現地調査等に赴く可能性があります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であつて実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

IX. その他の留意事項

- 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付規程により、交付申請書等の各種様式及び事業期間中や事業終了後の手続等を定めております。
- 本事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- 本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。
 - ✓ 本事業における補助事業者の審査・選考・事業管理のため。
 - ✓ 採択後の事務連絡、資料送付等のため。
 - ✓ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため。

提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について国土交通省との調整を経て決定することとします。

X. 問い合わせ先

PwCコンサルティング合同会社
 自動運転トラック実装支援事業費補助金 事務局
 メール: jp_cons_adtruck2026@pwc.com
 受付時間: 9時15分～17時15分／月～金(祝日除く)

以 上